

木津川市選挙管理委員会 会議結果要旨

会議名	令和7年第5回木津川市選挙管理委員会		
日時	令和7年9月1日（月） 午前9時00分から午前10時00分まで	場所	市役所4階 会議室4-4
出席者	和田委員長、福守委員、森川委員、 前田補充員、奥補充員、兎本補充員、高林補充員 事務局 （奥田事務局長、尾崎事務局次長、北尾書記、植澤書記、村上書記）		
会議議題等	<p>●議事</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和7年9月選挙人名簿定時登録について (2) 裁判員候補者の選定について (3) 檢察審査員候補者の選定について (4) 第27回参議院議員通常選挙の結果等について <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最小選挙区との較差が2倍以上となる選挙区について（衆議院小選挙区） 		
会議要旨	<p>【凡例】◆：質疑・意見 ⇒：説明・回答</p> <p>●議事</p> <p><u>(1) 令和7年9月選挙人名簿定時登録について・・・資料1</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿登録者総数 63,462 人（男 30,125 人・女 33,337 人） ・在外選挙人名簿登録者数 38 人（男 15 人・女 23 人） <p>のとおり確定し、木津川市選挙管理委員会において承認され、京都府選挙管理委員会へ報告した。</p> <p>◆参議院選挙時登録からの減少が多い理由は。</p> <p>⇒年度の変わり目は転出者が多い傾向にあるが、これらの者に係る4か月抹消による。</p> <p>◆先の選挙における在外の投票者数は。</p> <p>⇒9名。</p> <p><u>(2) 裁判員候補者の選定について・・・資料2</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月定時登録の選挙人名簿登録者総数を基準に、裁判員候補者予定者 136 人を9月定時登録の選挙人名簿登録者から抽出で選定し 		

た。

(3) 檢察審査員候補者の選定について・・・資料3

・令和7年6月定時登録の選挙人名簿登録者総数を基準に、京都第一検察審査会及び京都第二検察審査会各14名を9月定時登録の選挙人名簿登録者から抽選で選定した。

◆以前候補者となった者が再度候補者となることはあるか。また、辞退可能か。

⇒再度候補者となることはある。辞退することは可能。

◆検察審査会とは

⇒検察官による不起訴処分についてのよしあしを審査するもの。

(4) 第27回参議院議員通常選挙の結果等について・・・資料4

・第27回参議院議員通常選挙の結果について、資料に基づき説明を行った。

◆特定枠制度とは。

⇒参議院の比例代表選挙において、政党等が優先的に当選させたい候補を指定できる制度。

◆ボールペンで投票用紙に記載することについて、投票所で混乱は生じなかつたか。

⇒従来は鉛筆での記載を依頼していたが、今般、インクのにじみが無いよう留意した上でボールペンの使用を可としたことで、大きな混乱は生じなかつた。

◆投票所内で選挙公報を閲覧する者がいたため、かばん等にしまうよう依頼した。

⇒投票干渉になりえないよう、かばん等にしまうか投票所外で閲覧するよう依頼することが必要。

◆投票所を体育館から教室内に変更できないか。

⇒学校との調整を要する。変更する場合はバリアフリー（段差の有無）や、会場の広さを確保できるかが課題となる。

◆比例代表選挙に係る氏名掲示が小さい。

⇒府内共同印刷により作成しており、拡大は難しいところである。ルーペの配備等、可能な対応をしている。

◆投票済証明書の配布数が増えたように思う。悪用等に対しての対策も必要ではないか。

⇒配布数は増えた。悪用対策については、国等の通知に即して判断する。

●その他

最小選挙区との較差が2倍以上となる選挙区について（衆議院小選挙区）

・・・資料5

・京都第6区の人口が最小の選挙区（鳥取1区）の人口の2倍以上となつてている旨報告を行った。

◆較差が2倍となったら選挙の結果が無効となるのか

⇒過去には、違憲状態にあっても選挙無効とはならない判例もあった。

以 上